

令和7年6月犬山市議会定例議会会議録

第2号 6月6日(金曜日)

◎議事日程 第2号 令和7年6月6日午前10時開議

第1 一般質問

◎本日の会議に付した案件

日程第1 一般質問

◎出席議員(17名)

1番	丸山幸治君	11番	岡覚君
2番	ビアンキ恵子君	12番	岡村千里君
3番	増田修治君	13番	鈴木伸太郎君
4番	光清毅君	14番	沼靖子君
5番	小川隆広君	15番	久世高裕君
7番	諏訪毅君	16番	柴山一生君
8番	小川清美君	17番	柴田浩行君
9番	畑竜介君	18番	大沢秀教君
10番	玉置幸哉君		

◎欠席議員(1名)

6番 島田亜紀君

◎職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長	長谷川敦君	議事課長	大鹿真君
統括主査	神林亜弥君	主査	石黒絵美君

◎説明のため出席した者の職・氏名

市長	原欣伸君	副市長	永井恵三君
教育長	滝誠君	経営部長	井出修平君
市民部長兼防災監	舟橋正人君	健康福祉部長	前田敦君
子ども・子育て監	兼松光春君	都市整備部長	武内雅洋君
都市整備部次長	野本敬弘君	経済環境部長	小池信和君
教育部長	中村達司君	消防長	大澤満君
企画広報課長	古田隆行君	総務課長	藤村崇司君
情報政策課長	上原敬正君	防災交通課長	吉野勲君

税務課長	百武俊一君	健康推進課長	水野嘉彦君
都市計画課長	高木誠太君	都市計画課主幹	一柳佳誉君
整備課長	高橋秀成君	土木管理課長	吉田昌義君
環境課長	疇地利哉君	観光課長	伊藤修君
歴史まちづくり課長	加藤憲夫君		

午前10時00分 開議

◎議長（大沢秀教君） ただいまの出席議員は、17名であります。

通告による欠席、6番 島田亜紀議員です。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程に従いまして、会議を進めます。

日程第1 一般質問

◎議長（大沢秀教君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に発言を許可します。

8番 小川清美議員。

◎8番（小川清美君） 皆さんおはようございます。8番、創犬会、小川清美でございます。

議長のお許しをいただきましたので、今回はトップバッターにて一般質問、登壇をさせていただきますと思います。よろしくお願いいたします。

順次進めてまいります。

件名1、職員の資格取得と市の対応について。

要旨1点目です。職員の資格取得状況についてお尋ねをいたします。

令和6年11月定例議会において、玉置議員から、職員の業務上必要な資格の取得に際しての助成等について一般質問がされました。この質問の続きというわけではございませんが、職員の資格取得後の対応ということで質問させていただきます。

このときの答弁によれば、業務上必要な資格の取得費用について、保育士、保健師、歯科衛生士、社会福祉士、管理栄養士、学芸員など、資格を所持していることを前提とした職員の採用の場合や、学校医、コミュニティバスやごみ収集車の運転手など、資格を所持した個人、事業者等に業務を委任や委託する場合を除き、在職する職員に取得してもらう場合は、講習費の一部を公費負担しているということで、公共施設の防火管理者、社会福祉主事、一般廃棄物処理施設における技術管理者などがこれに当たるということでございました。

また、自己啓発として取り組む場合は、犬山市スペシャリスト育成助成金交付要綱に基づき、資格、免許等を取得した際、講習費、試験手数料、登録手数料、登録免許税など予算の範囲内において助成しているということでございました。

このように資格取得に際しての支援があるということは、私としても大いに歓迎するところです。

今回は、要旨2で、資格取得後の処遇ということでお聞きしますが、まず、犬山市職員の

資格取得所持状況についてお尋ねをいたします。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） おはようございます。ご質問にお答えします。

職員の資格取得と所持の状況については、毎年、自己申告書により、過去1年のうちに取得した資格を報告していただいています。

過去3年間の報告実績によりますと、日商簿記、ファイナンシャルプランナー、防災士、建築士、測量士、管工事施工管理技士、土木施工管理技士、医療的ケア児コーディネーター、第二種電気工事士、応用情報技術者、社会福祉士、精神保健福祉士、潜水土、大型運転免許、臨床心理士などを新たに取得した職員がいます。

担当業務に直接活用できる資格も、担当業務とは直接関係のない資格もあります。

そのうち、犬山市スペシャリスト育成助成金交付要綱の制度を利用して取得した資格は、防災士、第二種電気工事士、社会福祉士、精神保健福祉士、応用情報技術者です。

このほか、業務に必要ということで、講習代と宿泊費などを公費負担し取得した資格については、健康福祉部における社会福祉主事が3名、教育部における社会教育主事が3名、経済環境部における一般廃棄物処理施設技術管理者が1名、施設を所管する各所属における防火管理者が計6名います。

◎議長（大沢秀教君） 小川議員。

◎8番（小川清美君） 答弁ありがとうございました。

私が思っていた以上に、資格を取得した方々が多くいらっしゃいまして、先輩職員として非常に心強く思いました。どの資格もそれなりに努力が必要で、日常業務と資格取得のための勉強の両立は大変かと思いますが、職員の皆さんのますますのチャレンジに期待をしたいと思います。

要旨2点目に移ります。職員の資格取得による処遇についてでございます。

先ほどの答弁で、多くの職員の方々が様々な資格を取得していることが分かりましたが、その一方で、そうした資格を取得した場合の処遇についてどうなっているのか、優遇策は取っておられるのか、お尋ねをいたします。

かつては昇給時期が初回のみ6か月短縮される、いわゆる6短という制度があったかと思いますが、現在どうなっているのかなど、合わせてお尋ねをいたします。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） ご質問にお答えします。

過去において、資格を所持していることを前提とした職員を採用する場合、技術吏員について1号給高、現在の給料表において4号給高で初任給を格付していたことはありました。

また、採用後、採用時の学歴より上位の学歴を有したことで、昇給時期を6か月短縮したケースも確認できました。

しかしながら、平成18年度の地方自治法の改正により、地方公共団体の職員区分が見直され、それ以前は事務吏員、技術吏員とされていた職員は、全て事務職員として扱われるようになったことで、初任給格付も同じとなり、現在に至っています。

また、平成17年度の人事院勧告による給与制度の見直しにより、それまでの4月、7月、10月、1月の年4回に昇給する制度から、1月の年1回になり、平成19年度の人事院勧告より、人事評価結果に基づく昇給制度へと移行し、その後においては昇給時期を短縮するケースはなくなりました。

このような経緯から、単に資格を取得したことで、給与面などの処遇を優遇するといった措置は、現在行っていません。

◎議長（大沢秀教君） 小川議員。

◎8番（小川清美君） 答弁ありがとうございました。再質問させていただきます。

ただいまの答弁からですと、現時点では職員の資格取得に伴う優遇措置はされていないということです。公務員は一般企業と違って資格手当といったものは、法や条例などにより認められていないと聞いたことがあります。

そこで、一定の資格取得に対して号給を幾分上げるといった、給与表への反映を行ってはどうかと提案をいたします。

もちろん、全ての資格というわけにはいかないと考えておりますので、大変難しいこととは思いますが、市役所の業務と関係があると思われる資格を選定することになると思います。そうすることによって、職員のモチベーションが上がるのと同時に、市民に対しては、業務の信頼度を高め、安心感を持っていただくことになると思います。

私としては、一般企業のように何らかの手当を支払うという方法がよいとは思いますが、そういった手法が本当に取れないのか、改めて確認させていただくとともに、それが無理なら、号給を幾分上げるといった給与表への反映ができないか、当局の見解をお聞きいたします。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） 再質問にお答えします。

職員が資格を取得したことに対し、手当を支払うことについては、地方自治法第204条第2項に規定される手当に該当しないため、支給することは困難です。

また、給与面への反映については、資格を取得したことで直接給料に反映することについては認められていませんが、地方公務員法第23条第2項により、人事評価を昇給など、人事管理の基礎として活用することとされています。

県内の37市に調査した結果、35市から回答をいただき、資格の取得が業績を上げるための一つの手段として、人事評価制度上の加点対象としている地方自治体が9市ありました。この場合においても、どの資格を取得した場合に加点対象とするか、資格取得の難易度についての考慮や、どの資格までが職務上有効であるか判断することが困難といった運用上の課題はあります。

今後については、資格取得の推進や職員のモチベーション向上につなげるため、具体的な人事評価の活用方法など、先進自治体の事例を研究してまいります。

◎議長（大沢秀教君） 小川議員。

◎8番（小川清美君） 答弁ありがとうございました。やはり資格手当というのは地方自治法で認められていないということで理解いたしました。また、県内9市において、人事評価への反映がされているということでございますので、こういった先進市を参考に、できるだけ早い時期の導入を期待したいと思います。

それでは、件名2、空き地についてに移ります。

要旨1点目、市内の空き地の状況についてでございます。

空き家対策については、これまで様々な場面で議論や検討がされてきました。昨年度は建設経済委員会の年間調査事項として、当局に空き家対策に向けて提言をさせていただきました。

このように、空き家については議論が進んでいる一方で、全国的には人口減少が進み、管理の行き届かない空き地が増えているということです。

土地基本調査報告書によれば、2018年に個人が所有する空き地面積は1,364平方キロメートルで、ここ10年間で倍増ということでございます。

また、所有者の約6割を65歳以上が占め、高齢化が進み、今後も相続により空き地が増えるの見込まれています。放置すれば、ごみ不法投棄や景観の悪化など、周りに悪影響を与えかねません。

そこで、1点目として、市内の空き地状況についてお尋ねします。

また、2点目として、年間における空き地に関する苦情の件数及びその内容についてお聞きをします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

小池経済環境部長。

〔経済環境部長 小池君登壇〕

◎経済環境部長（小池信和君） ご質問にお答えします。

市内の空き地については、それに特化した実態調査などは行っていないため、把握しておりません。

なお、都市計画法においておおむね5年ごとに、土地利用の現況について調査しており、市街化区域における平面駐車場や、資材置場等の建物がない土地の状況については確認をしていますが、この調査においても、利用目的がなく、放置された状態にある空き地と言われる土地や、市街化調整区域の調査は行っておりません。

令和6年度における空き地の苦情件数については、47件となっています。

苦情内容としては、雑草の繁茂による草の越境や害虫等の発生、火災や不法投棄への懸念などがあります。

◎議長（大沢秀教君） 小川議員。

◎8番（小川清美君） 答弁ありがとうございました。

空き地の状況については、これに特化した実態調査などは行っていないため、把握してい

ないという答弁でしたが、いずれ国が示すとおり、問題が顕著化してくると思います。市としても、何らかの定義を持って実態を把握するような検討を始めるべきだと思いますので、その点、指摘をさせていただきます。

また、昨年度の苦情件数は47件ということですが、これも増加していくものと思います。ここで再質問をいたします。

今年度、国土交通省が空き地活用指針を初めて策定し、合わせて先進的な取組を紹介した事例集を作ったということであります。

そこで、策定された指針の概要と、これを受けての今後の市の取組や対応についてお尋ねします。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

武内都市整備部長。

〔都市整備部長 武内君登壇〕

◎都市整備部長（武内雅洋君） 再質問にお答えします。

国土交通省が本年4月に公表しました空き地の適正管理及び利活用に関するガイドラインでは、今後相続等により増えるであろう空き地に関する対処法について、取組に向けた考え方、先進的な取組事例、活用可能な制度などを広く活用してもらうため、指針として示しています。

空き地は、そのまま放置されて管理不全の状態になることから、このガイドラインの中では空き地バンクや地域コミュニティ、地域活動組織による活用促進などの取組を行うべきとしています。

本市においても、令和2年度に犬山市空き地の雑草等の除去に関する条例を制定して雑草等が生い茂っている不良状態の空き地に対して指導等を行い、令和3年度にはそれまでの空き家バンクに空き地も対象にした空き家・空き地バンクとすることで空き地の活用促進を図るための拡充を行いました。

今後も、適正管理については、引き続き条例に基づいて指導するとともに、利活用については、国が定めたガイドラインに基づき、庁内関係課と連携しながら、より効果的な施策について研究を行っていきます。

◎議長（大沢秀教君） 小川議員。

◎8番（小川清美君） 答弁ありがとうございました。

ガイドラインに先立ち、当市では、空き地バンクに取り組んでいるということでもございました。昨日、市のホームページを見てみましたが、城東・栗栖地区で6件の登録がされておりまして、空き家の登録より多かったかと思います。

また、国のガイドラインでは、地域コミュニティ、地域活動組織による活用促進といったことでもございますので、引き続き研究をしていただきたいと思います。

要旨2点目です。管理不全空き地の減少化方策についてでございます。

先ほど申し上げましたように、空き地は放置すれば、雑草が繁茂し、場合によってはごみの不法投棄や景観悪化により周りに悪影響を与えかねません。そうならないための対策が必要と考えます。

固定資産税的には、空き地は一般的に宅地並み雑地ということで、高い課税とっていますが、実際どのような状況になっているのか、1点目としてお尋ねします。

また、管理不全空き地を減らすために、固定資産税の厳格化や加算税措置が効果的かと考えます。例えば、管理不全空き家については、たとえ住宅が建っていたとしても、固定資産税の住宅用地特例措置は受けられないというように、管理が不適切な空き地は税金を幾分か加算できないかとも思っております。もちろん、直ちに議論をして実施というつもりはありませんが、研究は必要かと思えます。

そこで、2点目として、こうした加算税に対する現時点での当局の見解をお尋ねいたします。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

舟橋市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 舟橋君登壇〕

◎市民部長兼防災監（舟橋正人君） ご質問にお答えします。

土地に対する固定資産評価については、地方税法第388条第1項の規定により、総務大臣が告示した、固定資産評価基準に基づき、犬山市土地評価事務取扱要領を作成して評価業務を行っております。

固定資産税の賦課基準日は毎年1月1日であり、基準日の土地の利用状況により課税地目を決定し、その年の4月1日に賦課決定をしております。

市街化区域の空き地の課税については、資材置場など有効利用されている場合は、宅地単価から造成相当額を控除して宅並雑地として評価をしていますが、有効利用されていない空き地の課税については、宅地単価の60%で評価をしています。

次に、市街化調整区域の空き地の課税については、有効利用されている場合は、宅地単価の50%で評価をしていますが、有効利用されていない空き地の課税については、山林と同水準の評価としています。

なお、周辺環境等への影響が懸念されることもあり、管理不全となっている空き地については、評価方法の見直しや加算税の適用なども視野に入れつつ、国や県の動向を周知してまいります。

◎議長（大沢秀教君） 小川議員。

◎8番（小川清美君） 答弁ありがとうございました。

市街化調整区域の空き地については、有効利用されている場合、宅地単価の50%、有効利用されていない場合は山林と同水準とのことですので、そのまま放置したほうが税金が安くなるといった矛盾を生じているのかなという気もしますが、多分これは非常に難しい話になってくると思います。研究はお願いしたいと思いますが、また、管理不全の空き地の課税のほかに、いろんな諸条件等があるかと思いますが、とにかく空き地がどんどん増えてくるというのは、私としてもあまりよくないと思っておりますので、ぜひ引き続き研究をお願いいたします。

それでは、最後の件名です。件名3、城下町地内の自動車走行についてということで質問をさせていただきます。

5月中旬のことですが、犬山北のまちづくり推進協議会の総会がございまして、来賓として参加をさせていただきました。そして、総会の後、参加者の皆さんによるまちの現状などについての自由意見交換がありました。その中の一つについてご紹介させていただくとともに、その対応策を提案させていただきたいと思います。

皆さんご承知のように、城下町は休日など混雑が予想される時は、観光客との共存を図るため、できる限り区域内に自動車を乗り入れないように通行禁止をお願いしています。これはあくまでもお願いであって道路交通法でいう通行規制とは、異なるものでございます。

地元にお住まいの住民の方々も、できる限りこれに協力されていますが、どうしても車を利用される場面があります。そうした場合は、安全第一で、人々に気を遣いながら通行されていますが、一方で観光客の皆さんは、道路いっばいに広がり、お構いなしで町を歩いて楽しんでいらっしゃるという状況があります。

また、車が入ってくるのが悪いように、観光客から車のボディを素手で軽く叩かれるということもあるようでございます。気を遣って運転しておられますが、こんな態度を取られますと怒り心頭というふうに私も思います。

歩行者の方々が、当該運転者が地区内に住んでいることを認識していないのも一つの原因というご意見で、何らかの表示ができないかといった発言がありました。そこで、城下町に住んでいるということアピールしたダッシュボードに置くタイプのもので構わないのですが、何らかの表示を、できれば日本語以外の言葉も交えて、ラミネート加工程度でいいと思いますが、そういった物を作成して、城下町にお住まいの希望者に配布してはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

また、当局としては、これまでも地元の方々のご意見を伺い、対応すべきことは積極的に実践されているものと思っていますので、最近の城下町の交通に関する状況と、取り組まれている内容についても合わせてお示しさせていただきたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

小池経済環境部長。

〔経済環境部長 小池君登壇〕

◎経済環境部長（小池信和君） ご質問にお答えします。

現在、犬山城下町地区には、外国人観光客を含め、多くの方が訪れており、犬山観光を楽しんでいただいています。

一方で、多くの観光客が訪れ、道いっばいに広がり歩行することで、城下町地区の住民の中には、車両での通行の際など、日常生活に支障を来している状況が見られます。

こうした諸課題の改善に向け、市長及び関係課と本町町内会との定期的な意見交換会を実施しています。いただいたご意見については、寄り添い、できることから可能な限り対応しています。

その中でも昨年度、観光客が道路を広がって歩行するというご意見をいただきましたので、歩行者空間の目安として、景観に配慮した白線を設置しました。歩行者の通行マナーについて一定の効果が出ているとお聞きしています。

また、土日祝の繁忙期を中心に警備員を配置し、安全確保に努めています。具体的には、

本町通りの住民が車で出入りする際に声かけ・誘導を行っています。

さらに、この春からは、警備員が手持ちの看板を持って、定期的に巡回する取組を開始しています。この手持ち看板には、「この道路は生活道路のため車両が通行する」という旨が記されており、片面は日本語、片面は英語での表記としています。

加えて、本町通りには従前から同じ趣旨の記載内容での立て看板を複数設置し、歩行者に対し注意喚起をしており、こうした取組は議員ご提案の趣旨と重なるものと思われま

す。城下町住民であることを記した、多言語のラミネートを配布してはどうかという議員ご提案については、実施内容や取りまとめの方法など、検討すべき事項が多くありますので、まずは既に実施している同様の取組を継続しながら、意見交換会の場などで町内としてのご提案をいただいた際には、議論し、しっかり検討していきたいと考えております。

◎議長（大沢秀教君） 小川議員。

◎8番（小川清美君） 答弁ありがとうございました。

城下町についてはいろいろと取り組んでいらっしゃるということを改めて認識をさせていただきます。

特に手持ち看板を最近持って歩かれるということで、効果はあるのかなというふうに思いました。ただ、日本語と英語と2つという話でしたので、個人的にはもうちょっと多言語、中国語とかハングルとか、そういったものもやっていただけると、より効果が出るのかなというふうなふうに感じました。

冒頭に申し上げましたように、犬山北のまちづくり推進協議会や、犬山まちづくり株式会社、私ども、少なからず関係しています。関わっておりますので、こうした組織を通じるなりして、微力ながら私も支援していきたいということを、ここで意思表示させていただきまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

◎議長（大沢秀教君） 8番 小川清美議員の質問は終わりました。

議事の進行上、午前10時45分まで休憩いたします。

午前10時34分 休憩

再 開

午前10時45分 開議

◎議長（大沢秀教君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

9番 畑 竜介議員。

◎9番（畑 竜介君） 9番、創犬会、畑 竜介でございます。議長のお許しを得ましたので、通告に従い3件の一般質問をさせていただきます。順次進めてまいりますので、よろしくお願いたします。

まず、件名1、犬山城についてお伺いたします。

要旨1として、整備計画の進捗についてお伺いたします。

犬山城については、令和6年9月議会でも整備計画や登閣料について質問をさせていただ

き、登閣料については令和6年度中に方向性を示せるように検討しているとの答弁でした。

その後、先日の全員協議会で、登閣料については大人1,000円、子供200円で検討されているとの報告をいただき、今年9月の定例議会の上程に向けて調整をされていくということでした。

一方で、整備計画についてお伺いした犬山城の特別公開ルートの整備や、デジタルチケットの導入については、具体的に示されていませんでしたが、現在の進捗状況や検討状況についてお伺いいたします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

1点目の史跡犬山城跡の特別公開ルートにつきましては、史跡犬山城跡整備基本計画の園路・動線計画の中で、史跡内の見学コースの一つとして位置づけています。

具体的な見学場所としましては、通常は立入禁止区域となっている城山外縁部に残る切岸や内堀、堀切などの犬山城の防御施設を想定しています。

公開に当たっての課題として、見学場所に向かう動線が舗装されておらず、道幅が狭く急傾斜となっている箇所もあることから、見学者の安全をどのように確保するのか、また、土塁上を通行する箇所について、公開によって遺構を毀損することのないよう注意する必要があるなどの点が考えられます。

つきましては、こうした課題をクリアし、安全確保と遺構の保護を両立した特別公開を行うために、まずは今年度、見学に適した冬の時期に関係者を対象とした実証実験を行います。

実証実験の結果に基づき、適切なルート設定や参加人数、実施方法などを検討し、必要に応じて安全確保、遺構の保護のための措置を行った上で、準備が整い次第、特別公開を実施する予定です。

次に、2点目のデジタルチケットの導入についてお答えします。

デジタルチケットは、事前にインターネットから購入し、当日はスマートフォンをかざしたり、見せたりすることで入場できる仕組みを想定していますので、窓口で紙のチケットを購入するより、入場までの時間が短縮でき、外国人観光客に対する案内もよりスムーズに行うことができるという点で、来訪者の利便性と満足度の向上につながるものと考えます。

また、時間帯ごとの入場者数を把握できるため、将来的に実施を検討している一日の入場者数の上限設定や、時間帯チケットの販売にも活用できるものと考えています。

導入に当たっては、来訪者が混乱することがないように、また、現場のオペレーションがスムーズに実施できるよう、入場登閣料の改定を実施した後の、令和8年度上半期中に運用を開始できるよう準備を進めてまいります。

◎議長（大沢秀教君） 畑議員。

◎9番（畑 竜介君） 答弁ありがとうございました。しっかりとご検討いただいていることが分かりました。ありがとうございます。

犬山城のチケット販売は、城前に設置された券売機及び有人窓口での対応となっております。

すが、観光客の利便性向上や混雑緩和の観点からも、今後導入が予定されているデジタルチケットの活用は非常に重要であると考えています。

現在、犬山城では文化史料館やどんでん館などの市内施設とのセット券や明治村、リトルワールド等の広域観光施設のセット券など、複数のチケットを組み合わせた販売が行われております。これらのセット券についてもデジタルチケット化の対象として検討されているのか、再質問としてお伺いいたします。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君） 再質問にお答えします。

現在、犬山城の券売所では、文化史料館とどんでん館の入館券をセットにした犬山城下町周遊券や、日本庭園有楽苑と茶室如庵、博物館明治村、野外民族博物館リトルワールド、日本モンキーセンターとのそれぞれのセット券、城下町店舗で使える商品引換券が付いたわん丸君手形をセット券として販売しています。

セット券につきましては、来訪者の利便性の向上や市内周遊の促進、それぞれの施設の集客アップにつながるものと考えていますので、デジタル化の対象をセット券まで広げて検討し、相手方と協議が調ったものから、デジタル化ができるよう取り組んでいるところです。

◎議長（大沢秀教君） 畑議員。

◎9番（畑 竜介君） ありがとうございます。

続いて、要旨2、犬山城みらいサポーターについてお伺いいたします。

犬山城みらいサポーター制度は、犬山城を未来へ受け継ぐという理念の下、次世代を担う子どもたちが実際に保全活動や学びを通じて歴史文化への関心を深める大変意義ある取組だと受け止めております。

私自身も実際にみらいサポーターのサポーターとして、子どもたちと一緒に天守の床磨きや、犬山城の名札作りなど、ユニークで魅力的な活動に参加させていただいておりますが、子どもたちの記憶にも強く残る活動ではないかと考えています。

そこでまず、これまでの制度の実施状況についてお伺いいたします。

令和5年度の制度開始以降、年間の参加者数の推移や継続率、活動回数とその実施内容について、市としてどのように把握評価されているかお伺いいたします。

また、参加された子どもやその保護者からの反応、意見についても、どのような声が届いているか把握されていれば、合わせてお伺いいたします。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

犬山城みらいサポーターは、令和5年8月20日にキックオフセレモニーを開催し、公募による市内の小中学生31人をサポーターに任命しました。

サポーターの人数については、令和5年度が31人、令和6年度が24人、令和7年度が現時

点で新規申込者を含めて29人となっており、継続率としましては、サポーターの要件である中学校を卒業された方を除くと、令和5年度から6年度が、30人中21人で70%、令和6年度から7年度が、24人中22人で83.3%です。

令和5年度から6年度の継続率がやや低いように感じられますが、退会された理由を伺ったところ、「新しく習い事を始めた」、「受験で忙しくなった」、「活動の日程が合わない」などであり、活動内容に対するネガティブな意見はありませんでした。

次に、活動について、令和5年度は3回実施し、活動内容は、8月のキックオフセレモニーの後、初めての活動として、松本城、松江城との3城同日での天守床磨きを行い、11月に犬山城について学ぶミニ講座と犬山焼のサポーターバッジの制作、3月に史跡犬山城跡の現地勉強会を行いました。

令和6年度は2回実施し、活動内容は、8月に国宝5城合同での天守床磨きへの参加、12月に国宝天守の現地勉強会を実施しました。

令和7年度は3回を予定しており、8月に昨年に引き続き国宝5城合同での天守床磨きに参加するほか、12月頃と3月頃にも活動を予定しています。

市としてこの活動をどのように評価しているのかについて、これまでアンケートなどは実施していませんが、保護者の方からは、「この1年で様々な体験をさせていただき、犬山城のことがよく分かった。」や「活動はとてもよい経験になった。自分が教えられないことをたくさん学ばせてもらって、自分の住んでいるまちに興味が芽生えたと思う。」など、活動を評価するご意見をいただいています。

何よりも子どもたちが、天守の床磨きをしているときや、犬山城の現場を見ながら解説を聞いているときの表情は、大変生き生きとしており、これまでの活動が犬山城みらいサポーターの目的である「未来を担う子どもたちが主役となり、犬山城に愛着を持ち、市民の力で美しく後世に引き継ぐ」ための第一歩となる、犬山城に関心を持ってもらうことにつながっていることについて、手応えを感じています。

◎議長（大沢秀教君） 畑議員。

◎9番（畑 竜介君） 答弁ありがとうございました。

大変意義ある取組として、今後の継続と充実に期待していますが、一方で、こうした素晴らしい制度であるからこそ、より一層の広がりや発展の可能性についても検討いただきたいと考えております。

現在の活動は、年に数回の開催にとどまっておりますが、例えば学校教育や地域団体との連携によって、活動の機会を広げたり、通年型に近い形での学びの場として発展させたりすることも将来的な選択としては視野に入れてはいかかでしょうかと思います。

また、制度の趣旨が未来へつなぐことにあるのであれば、活動を終えた子どもたち、言わばその卒業生たちが、その後も犬山城や地域の歴史文化と関わり続けることができるような仕組みづくりも重要ではないかと考えています。

犬山城みらいサポーター制度の今後のさらなる広がりや、卒業生の継続的な関与を促すような仕組みづくりについて、市としてどのようにお考えかを再質問としてお伺いいたします。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君） 再質問にお答えします。

犬山城みらいサポーターは、学習内容や、子どもたちと保護者の負担なども考慮し、今後も対象者を小学4年生から中学3年生までとし、活動は無理のないように通年型にはせず、年3回程度で行っていく予定です。

先ほども申しましたとおり、このサポーターの活動目的は、「未来を担う子どもたちが主役となり、犬山城に愛着を持ち、市民の力で美しく後世に引き継ぐ」ことであり、この活動を通じて将来的に犬山城の調査・研究も含めて様々な形で保存・継承に携ってもらいたいという願いを込めて行っています。

そこで、継続性の観点から、中学校卒業後もサポーターの活動に長く関わっていただけるよう、サポーターのOB、OGにも活動のご案内をし、活動を支える応援団の立場で参加していただけるようにしています。

また、発展性の観点から、犬山城だけでなく、市内の様々な文化財に興味の対象を広げてもらえるよう、文化財の保存・継承に携わる市民活動団体や地域団体の取組への参加や連携について模索をしているところです。

現在のサポーターの活動は市の職員だけでなく、様々な団体の皆さんのご協力により支えられています。

応援団としてご協力をいただいている団体は、歴史・観光ボランティアガイドナイスで犬山、犬山城跡整備復元を盛り上げる会、犬山・伝統と暮らしを楽しむ会、いぬやま協働まちづくりコンソーシアムジョインいぬやま、犬山市観光協会の5団体です。

まずは、サポーターの活動を通じ、これらの団体の皆さんと交流を深める中で、それぞれの活動を知り興味を持ってもらうことや、そのほかの団体の活動であっても、様々な文化財に興味の対象を広げてもらえるよう、イベント情報などを積極的に発信することで、サポーターの子どもたちが自ら活動の幅を広げていけるような取組を行っていきたいと考えています。

◎議長（大沢秀教君） 畑議員。

◎9番（畑 竜介君） 答弁ありがとうございました。

現時点での活動の適切な設計だとか、卒業後の継続的な関与に向けた工夫、さらには地域団体との連携による文化財への関心の広がりといった観点から、市として丁寧に制度を育てているなということがよく分かりました。

犬山城みらいサポーター制度は、単なる体験イベントにとどまらず、地域の歴史文化を次世代につなげていく人材を育てる長期的な視点に立った重要な取組だと受け止めています。今後も制度の理念を大切にしつつ、子どもたちが自らのまちに誇りと愛着を持ち、将来的には文化財を支える市民として育てられるよう、私自身も引き続き協力してまいりたいと考えています。

続きまして、件名2に移ります。件名2、休日急病診療所についてお伺いいたします。

要旨1として、休日急病診療所の利用状況についてお伺いいたします。

2019年末から始まった新型コロナウイルスの感染拡大は、私たちの生活様式や価値観を大きく変えただけでなく、医療体制そのものも様々な影響を及ぼしました。発熱外来やワクチン接種体制の確保、感染症対策に追われる中で、救急医療の在り方や市民一人一人の医療のかかり方についても、改めて見直すきっかけとなったと思います。

そうした変化を経て、現在はコロナ禍も落ち着き、社会全体としては平常時の生活を取り戻しつつあると感じております。

そこで、地域における基礎的な医療体制の一つである休日急病診療所について、改めてその利用状況を確認させていただきたいと思います。

まず、令和6年における休日急病診療所の開設日、そしてその間に受診された方の人数について伺いたします。

また、内科と外科、診療科別の受診者数の割合についてもご説明をお願いいたします。

合わせて、受診された方の年齢分布や受診理由として多い疾患や症状についても、把握されている範囲で結構ですので、お願いをいたします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

前田健康福祉部長。

〔健康福祉部長 前田君登壇〕

◎健康福祉部長（前田 敦君） ご質問にお答えします。

令和6年度における休日急病診療所の利用状況ですが、開設日数は71日で、817の方が受診をされました。

診療科目別の受診状況を見ますと、内科が689人、外科が128人となっており、内科が8割以上を占めています。

受診者の年齢構成は、0歳から15歳までが122人、16歳から39歳までが254人、40歳から64歳までが302人、そして65歳以上が139人となっています。

また、受診理由を見ますと、内科につきましては、インフルエンザによる受診が198人、次いで呼吸器系の受診が166人となっています。

一方、外科につきましては、やけどや虫刺されなど、皮膚に関する受診が67人、けが、打撲、捻挫といった外傷に関する受診が63人となっています。

◎議長（大沢秀教君） 畑議員。

◎9番（畑 竜介君） 答弁ありがとうございました。

コロナ禍を経てもなお多くの方が休日急病診療所を利用しているという現状を確認することができました。とりわけ内科的な症状による受診が全体の8割以上を占めている点からしても、市内の1次救急体制において、この診療所が果たしている役割の大きさを改めて実感いたしました。

一方で、この施設自体は、建築後既に40年を超えており、老朽化も進んでいる状況にあります。これまでも議会をはじめ、様々な場面で施設の今後の在り方について議論されてきたと承知しています。

そうした中で、令和6年6月議会では、玉置議員がこの点を取り上げられ、市の答弁としては、施設の老朽化の対応として、今後は五郎丸東1丁目地区におけるまちづくりの進展と

合わせて検討していく必要があるとの方針が示されました。

そして、その整備が完了するまでの当面の対応として、現在の施設で運営を継続し、そのためにはまず建物の状態を把握するための耐力度調査を実施するというご説明がありました。

そこで、次に要旨2の質問として、実施された建物の耐力度調査の結果を踏まえ、今後、内装や設備の老朽化に対してどのように対応していくのか、当市のお考えをお伺いいたします。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

前田健康福祉部長。

〔健康福祉部長 前田君登壇〕

◎健康福祉部長（前田 敦君） ご質問にお答えします。

まず、令和6年度に実施した建物の耐力度調査では、建物の躯体そのものには問題がないとされましたので、先ほど議員がお示しになった玉置議員の一般質問でお答えをしましたとおり、当面は、現施設での運営を継続することとしています。

しかしながら、建築後43年を経過しているため、内装や設備の老朽化が進んでいます。この点は、昨年度に、市議会の民生文教委員会からもご指摘をいただいておりますので、今後の改修につきましては、診療所の運営を担う尾北医師会との協議を進めているところで、具体的には、玄関周りの段差解消や、調剤室の改修、発熱患者用の待機室の新設などについて検討を行っており、実際の診療への影響も考慮しながら改修を進めてまいります。

◎議長（大沢秀教君） 畑議員。

◎9番（畑 竜介君） 答弁ありがとうございます。

耐力度調査において建物の構造的な問題はないとの結果が出たこと、そして現時点では現在の施設を継続使用するという変わらない方針が確認できました。

尾北医師会との連携の下で段差解消や調剤室の改修等も整備を検討されていることも理解しました。

私自身も施設を使い続けていくという方針は、現状においては賛成する立場ではありますが、1点、再質問をさせていただきます。

先ほどの利用状況のご答弁からも明らかなように、利用者の多くは、内科的な症状による受診が中心となっています。そうした中で、コロナ禍を通じて新しい医療の形として、オンライン診療という考え方が広がり始めています。例えば、山口県の防府市では2024年10月から、休日診療所における夜間オンライン診療の取組を開始しており、年末年始にも対応を行っていたと伺っております。

通信技術が日々進化している現在、体調が優れない中でも、自宅から受診できるオンライン診療は、利用者にとって負担の軽減にもつながる可能性があると感じております。

そこで、再質問として、将来的に本市の休日急病診療所において、こうしたオンライン診療の導入の可能性について、どのようにお考えか、市の考えをお聞かせください。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

前田健康福祉部長。

〔健康福祉部長 前田君登壇〕

◎健康福祉部長（前田 敦君） 再質問にお答えをいたします。

議員ご提案の防府市のオンライン診療は、軽い腹痛や発熱といった症状がある場合に、スマートフォンなどによるビデオ通話で診療を受けられるもので、診療こそオンラインとなっておりますが、薬の受け取り、あるいは料金の支払いには、実際に診療所に向く必要があるということです。

なお、オンライン診療につきましては、厚生労働省で「オンライン診療の適切な実施に関する指針」が定められており、ビデオ通話という限られた通信という情報の中で、疾病の見落としであったり誤診を防ぐ観点から、この指針の中では、原則として、初診はかかりつけの医師が行うこととされています。

当市の休日急病診療所におきましては、当番制で医師が配属されているということから、この指針をクリアするということできませんし、市内でオンライン診療を行っている3つの診療所でも、初診の方は対象とされていません。

そのため、現時点では、休日急病診療所でのオンライン診療の導入は予定しておりませんが、議員ご指摘のとおり、オンライン診療のメリットも少なくないと思われしますので、国の動向や医師会の意向、これらと合わせ、今後の普及の状況などを注視していく必要があると考えています。

◎議長（大沢秀教君） 畑議員。

◎9番（畑 竜介君） 答弁ありがとうございました。

オンライン診療については、厚生労働省の指針やかかりつけ医による初診が原則とされている点、また当市の休日急病診療所が当番制であることなどから、現時点での導入は難しいという説明は理解しました。

一方で、オンライン診療が持つ可能性やメリットについてもご認識はされており、今後の国の動向や医師会の意向、さらには地域の実施状況を注視していくとの答弁は大変心強く感じております。

医療を取り巻く環境は日々変化しており、技術の進歩や社会のニーズに合わせて柔軟に対応していくことが求められていく時代です。今後も引き続き、誰もが安心して必要な医療を受けられる体制づくりが進むことを期待して、件名2については終わらせていただきます。

続いて、件名3です。本庁舎内の通信環境についてお伺いいたします。

近年、行政サービスのデジタル化が進む中で、窓口業務の迅速化や市民対応の質の向上、さらには職員の業務効率化を図る上で、ネットワーク環境の整備が極めて重要な要素になっていると考えています。例えばオンラインでの申請や紹介、クラウドサービスの活用、またノーコードツールを用いた業務改善など、こうした取組を支えるためには、安定かつ柔軟なインフラが必要不可欠だと思います。

もちろんセキュリティ対策として、ネットワーク分離が行われていることは理解をしています。しかし、その反面、利便性やスピードの面で業務に一定の制約が生じているのではないかという思いもあります。

そこで、本庁舎における現在のネットワークの環境の構成と業務への影響について、市としてどのように現状の課題を認識しているのかお伺いいたします。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） ご質問にお答えします。

職員が業務を行うためのネットワークは、国が定義する三層分離の考え方に基づき、一般的に基幹系と呼ばれるマイナンバー利用事務系、L G W A N接続系、インターネット接続系の3つのネットワークにより構築されています。

まず、大切な市民の個人情報を管理するシステムはマイナンバー利用事務系ネットワークで取り扱い、堅牢なセキュリティを確保することを最優先し、パソコンは有線L A Nによって接続しています。

次に、L G W A Nと呼ばれる国や自治体などの行政専用のネットワークに接続でき、財務会計・人事給与・メール・各種書類の作成など、職員が日常業務を行うネットワークがL G W A N接続系で、本庁舎内のほとんどの場所で職員が快適に業務を行えるよう、パソコンは無線L A Nで接続できるように環境を整備しています。

さらに、職員が業務でインターネットを利用するためのインターネット接続系ネットワークも、L G W A N接続系と同様に無線L A Nで接続できるよう環境整備をしています。

なお、インターネット接続系は、情報漏えいのリスクを防ぐためL G W A N接続系とは分離されており、インターネット接続系にあるサーバをパソコンからリモート操作することでインターネットを利用しています。

なぜこのようなネットワーク構成になっているのかということについては、平成27年の日本年金機構による情報漏えい事故を発端として、行政が保有する情報資産を、インターネットを介したサイバー攻撃から守るため、内部事務を行うネットワークから、インターネット接続できる環境を切り離し、セキュリティ強化するよう、平成27年12月25日、総務大臣通知があったためです。

このように、インターネット接続系を分離したことにより、外部からのサイバー攻撃に対する防御力は向上したものの、職員のパソコンからインターネットを利用する際には、手間と時間がかかること、ノーコードツール導入の障害となっていることなどを課題と認識しています。

◎議長（大沢秀教君） 畑議員。

◎9番（畑 竜介君） 答弁ありがとうございました。

続いて、要旨2として、通信環境の重要性についてお伺いいたします。

答弁でもありましたように、近年、自治体業務においてもクラウドサービスの導入やオンライン会議、さらにはノーコードツールや生成A Iの活用などが進み、通信環境の在り方が市民サービスの質や職員の働き方に大きく関わる時代となってきました。

こうした中で答弁でもあったように、現在のネットワーク構成は、セキュリティ確保の観点から三層分離の考えに基づいて整備されてきた一方で、インターネットの利用に一定の手間がかかる場面も見受けられ、今後の業務効率化や柔軟な働き方、D Xの推進に向けて一定の改善の可能性があるように感じています。

国においても適切なセキュリティ対策を前提に、より柔軟なネットワークの活用を可能とする方向で、三層分離の見直しが進められており、今後は地方自治体においても業務実施に即した実践的な対応が求められてくるものと考えます。

そこで、お伺いいたします。現在、認識されている課題に対し、市民サービスの向上や業務効率化といったDXを推進していく上で、どのように今後対処されていくお考えかお聞かせください。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） ご質問にお答えします。

近年では、例えば、グーグルワークスペース、マイクロソフトのMS 365といった、ウイルス対策、アクセス制御などの強固なセキュリティ機能を備えたクラウドタイプのグループウェアを活用する事例が増えてきています。

こうした動向を踏まえ、国も先ほど申し上げた三層分離のネットワークモデルの見直しを進め、適切なセキュリティ対策を講じることで、これまでL G W A N接続系に情報資産を保管して行っている様々な内部事務について、インターネット接続系で行えるよう、令和2年12月28日の地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン改定により認められるようになりました。

これを受け本市では、令和9年度に庁舎内のネットワークの更新を迎えるため、そのタイミングに合わせてインターネット接続系を活用した業務運用への移行を検討しています。

移行のメリットの一例として、職員は自席パソコンを利用してZ o o mなどによるオンライン会議に参加することが可能となり、情報セキュリティやI Tリテラシーの教育は必要となりますが、ふだん業務で使い慣れたパソコンを、出張や在宅勤務用として利用できるようにすることも考えられます。

また、キントーンに代表されるノーコードツールや生成A Iを組み合わせることで、職員が自ら業務アプリケーションを作成し、現在エクセルなどを駆使して行っている業務を効率化させることも期待できます。

ただし、移行に当たっては、動画閲覧サイトやロコミサイトなどのように、表示される広告から悪意のあるサイトへ接続できてしまうこともあるため、業務に関係のないW e bサイトへのアクセスを禁止するなどの現在行っているセキュリティ対策を継続するとともに、サイバー攻撃から情報資産を守るために、セキュリティ対策を強化する必要があること、ネットワーク環境の再整備に大きくコストがかかることなど、様々な課題があります。

今後は、これらの課題と、インターネットの直接活用による利便性向上とのバランスを慎重に検討し、ネットワーク環境の更新を進めてまいります。

◎議長（大沢秀教君） 畑議員。

◎9番（畑 竜介君） 答弁ありがとうございました。

当市においても国のセキュリティ指針や最新の技術動向を踏まえ、セキュリティ対策と利便性の向上を両立させるネットワーク環境の再整備に向けて、しっかりとした計画の下、段

階的に取り組んでいただきたいと思います。

特に職員の働き方改革やDX推進を支える基盤として、安全性を確保しながらも、柔軟な業務運用が可能となる環境づくりは重要だと考えます。コストやセキュリティ面の課題も多いとは思いますが、市民サービスの質向上と職員の業務効率化の両立を実現するため、今後も具体的な整備方針や取組を引き続き注視してまいりたいと思っております。

以上で、6月議会の私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（大沢秀教君） 9番 畑 竜介議員の質問は終わりました。

お諮りいたします。午前中の会議はこれをもって打ち切り、午後1時まで休憩いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起る〕

◎議長（大沢秀教君） ご異議なしと認め、さよう決しました。

午後1時まで休憩いたします。

午前11時21分 休憩

再 開

午後1時00分 開議

◎議長（大沢秀教君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

一般質問を続行いたします。

4番 光清 毅議員。

◎4番（光清 毅君） 4番、創犬会の光清 毅です。議長から発言のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、3件の一般質問をさせていただきます。よろしく申し上げます。

件名1、リチウムイオン電池の回収について。

リチウムイオン電池は、モバイルバッテリーやスマートフォンなど、様々な製品に広く使われており、ほかのごみと混ぜて捨てられて回収する際や、ごみ処理施設で発火し、火災が起きるケースが全国的に起きております。

環境省によりますと、2023年度にごみ収集車やごみ処理施設などで起きたリチウムイオン電池が原因と見られる火災などの件数は8,543件で、前の年の約2倍に増えています。火災によっては、ごみ処理施設の一部が稼働できなくなるなど、深刻な被害も出ております。

去る4月14日には、大口町にあります江南丹羽環境組合美化センターの粗大ごみ処理施設内部から出火したことは、記憶に新しいところであります。同組合によりますと、現場となった粗大ごみ処理施設では、当時、廃プラスチックを破砕しており、その際、小型家電に取り付けられたリチウムイオン電池が発火し、周囲のごみに引火したものと見られています。そのため、現在でも粗大ごみ処理施設の稼働を中止しており、関係市町の住民には迷惑をかけているところであります。こうした火災事故は他人事ではありません。

そこで、要旨1、火災事故の発生状況についてです。

当市においては、ごみ収集車やごみ処理施設でリチウムイオン電池が原因と見られる火災

事故の発生の事例はないか、また、火災事故の発生の際には、どのように対応しているか質問をいたします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

小池経済環境部長。

〔経済環境部長 小池君登壇〕

◎経済環境部長（小池信和君） ご質問にお答えします。

ごみ収集車における火災等につきましては、毎年、調査を実施していますが、令和元年度から令和5年度の5年間には起こっておりません。

令和6年度分につきましては、まだ調査を実施していないものの、市の収集業務受注者からは火災等が起こったという報告は受けておりません。

犬山市都市美化センターにつきましては、令和2年度から令和6年度までの5年間に、発火または発煙が計33件起きており、そのうちの少なくとも5件がリチウムイオン電池に起因するものだと報告を受けております。

残りの28件につきましては、原因が特定できていないものの相当数がリチウムイオン電池に起因するものだろうと推測しております。

いずれも大きな事故には至っておらず、発火または発煙の発生時には、都市美化センター運転管理業務の受注者が消火活動等を実施しました。

なお、令和6年度には、破碎施設へ投入する前の不燃ごみ等のヤードに熱を持ったものがないかを確認するため、加えて、発煙等の際には発生場所を早期に特定するため、サーマルイメージ放射温度計を購入し、都市美化センター施設内における事故の防止、早期対応に努めているところです。

◎議長（大沢秀教君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） 答弁ありがとうございます。

幸いにも、今まで当市においては大きな火災事故は発生していませんが、発火または発煙が起きており、今後の火災事故の発生は心配されるところであります。

そこで、要旨2、リチウムイオン電池の回収状況についてです。

環境省によりますと、2023年度時点で全国でリチウムイオン電池の分別回収を行っている市区町村は、約75%となっており、自治体によって回収方法などの対応も分かれています。そこで、当市においては、今、乾電池として回収されていると思いますが、リチウムイオン電池はどのように処理され、その処理量は年間どのくらいか。また、小型家電に内蔵されているリチウムイオン電池はどのように回収し、処理しているか、質問いたします。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

小池経済環境部長。

〔経済環境部長 小池君登壇〕

◎経済環境部長（小池信和君） ご質問にお答えします。

リチウムイオン電池につきましては、他の電池類とともに、月2回ある不燃ごみ等の収集日に乾電池として収集しています。

電化製品に内蔵されているバッテリー等につきましては、取り外して乾電池の容器に入れ

ることになっておりますが、取り外せない片手大の大きさのものにつきましては、そのまま乾電池の容器に入れるよう案内をしています。

収集した乾電池につきましては、都市美化センターに一時保管した後、廃棄物処理事業者へと引き渡しており、令和6年度は、約2万5,000キログラムの処理を委託しました。

引き渡した乾電池は、事業者によって選別され、リチウムイオン電池を含む二次電池につきましては、さらにそこから専門業者へ引き渡され、リサイクルされています。

小型家電につきましては、携帯電話等の10品目に限った話ではありますが、廃棄物としてではなく、資源物として回収しており、都市美化センター敷地内のわん丸エコステーション、市役所、各出張所、市民交流センター、楽田ふれあいセンターに設置されたボックスにて回収しています。

回収後は、資源物として落札業者へ売却しており、令和6年度は約1万キログラム売却いたしました。

なお、小型家電につきましても、可能なものについては、電池を取り外すよう案内をしています。

◎議長（大沢秀教君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） 答弁ありがとうございました。

乾電池と一緒に収集されたリチウムイオン電池や、小型家電に内蔵されているリチウムイオン電池が、専門業者などによって適正に処理されている現状がよく分かりました。

ここで再質問をいたします。

答弁のように分別し、回収をされていても、結果として発火や発煙などの火災事故が発生していますが、その理由をどのように考えているのか、再質問いたします。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

小池経済環境部長。

〔経済環境部長 小池君登壇〕

◎経済環境部長（小池信和君） 再質問にお答えします。

リチウムイオン電池に起因する発火、発煙の理由、背景としましては、大きく3点あると考えています。

1つ目は、市による周知が行き届いておらず、ごみ出しのルールを知らない人がいること。

2つ目は、ごみ出しのルールを知っていても残念ながら守らない人がいること。

これら2つは、リチウムイオン電池に限った話ではなく、犬山市における全てのごみの出し方に共通した問題となっています。

最後に、リチウムイオン電池特有の理由として、捨てようとする電化製品等の中に、リチウムイオン電池が内蔵されていることが分かりにくく、そうとは知らずに、ほかの電化製品と同じように、不燃ごみとして捨ててしまっているのではないかと考えております。

◎議長（大沢秀教君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） 答弁ありがとうございました。

それでは、要旨3、今後の対策についてです。

やはり重要なことは、市民の方に分別意識の向上に努めてもらい、リチウムイオン電池が

可燃ごみや不燃ごみに混入しないようにすることではないでしょうか。

リチウムイオン電池を含め、ごみの出し方を分かりやすく示して周知することも必要と考えますが、市としては今後どのような対策を考えているのか、質問をいたします。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

小池経済環境部長。

〔経済環境部長 小池君登壇〕

◎経済環境部長（小池信和君） ご質問にお答えします。

リチウムイオン電池が他のごみへ混入することを防ぐためには、市民へのごみの出し方及びその必要性を周知することが一番の方法だと考えています。

リチウムイオン電池を含め、ごみの出し方につきましては、市民の皆さんに配布しております「ごみ分別なんでも百科」や「ごみの分別と出し方」による周知とともに、ごみ分別アプリさんあーるを活用して周知していくことを基本とし、これらとは別に必要に応じ臨時的に、または緊急的に、広報や市公式LINE、ホームページ等から、最適な方法により周知をしております。

最近では、リチウムイオン電池の出し方につきまして、4月18日に市公式LINEで発信するとともに、広報犬山6月号で、スプレー缶、ライターと合わせて「発火のおそれのあるごみの出し方」を案内しました。

それでも混入した場合に備え、不燃ごみや粗大ごみのピット、ヤードといった一時保管場所において、サーマルイメージ放射温度計を活用して、発熱、発火したリチウムイオン電池の早期発見、対応といった事故防止策を講じているところです。

今後、市民への周知がより効果的なものとなるよう、そのタイミングや方法、内容をさらに工夫するとともに、施設内における事故防止策を継続してまいります。

◎議長（大沢秀教君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） 答弁ありがとうございました。

今後、市民への周知がより効果的なものとなるように、そのタイミングや方法、内容をさらに工夫することですので、期待をいたします。

ここで再質問をいたします。

やはり市民の皆さんに分別を徹底してもらうことが重要であることは分かりますが、中には家電製品の中に、リチウムイオン電池が内蔵されているか判断に迷う場合もあると思います。そうした場合に、電動歯ブラシや電気かみそりなどのように、乾電池専用かごに出すことも可能とするとか、現在市役所や出張所など設置してある小型家電の回収ボックスに持ち込むことも認めることで、回収することができないのか、再質問いたします。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

小池経済環境部長。

〔経済環境部長 小池君登壇〕

◎経済環境部長（小池信和君） 再質問にお答えします。

「ごみ分別なんでも百科」の中では、ごみ等の出し方や分別の仕方が分からない場合は、市環境課へお問い合わせいただくよう案内をしており、リチウムイオン電池の内蔵が判断し

にくいものにつきましても同様に、出し方が分からない、迷うといった場合には、まずは環境課へお問い合わせいただきたいと思いますと考えております。

判断しにくいものを乾電池専用かご、あるいは小型家電回収ボックスに出してくださいという案内をしてしまうと「取りあえずそこに入れておこう」という考えを誘発してしまうことになります。また、それにより、対象外のごみを増やしてしまう可能性があります。

よって、リチウムイオン電池の回収につきましても、回収方法の変更は予定しておりませんので、繰り返しになりますが、判断しにくいと思った場合には、まずは市環境課へお問い合わせいただきますようお願いいたします。

議員がご指摘するような、今回のような火災といったような状態とならないよう、方法やタイミング、内容を工夫して、市民の皆さんに分かりやすくリチウムイオン電池の分別方法を伝えられるよう、今後も努めてまいります。

◎議長（大沢秀教君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） 答弁ありがとうございました。

回収方法の変更は予定していなく、出し方が分からない場合は、環境課へ問い合わせてもらうことで対応するとのこと。現在も、リチウムイオン電池が内蔵されている電化製品の種類も増えておりますので、高齢者の方など、出し方の判断に迷う機会も少なくないと思います。市民の方に一層のご理解とご協力を得ることは必要ですが、状況に応じて、できることから少しでも対策を打つことが、市の責任だと考えますので、今後の取組を期待して、次の質問に移ります。

件名2、五ヶ村排水区整備事業について。

要旨1、現在までの整備状況についてです。

五ヶ村排水区は、楽田工業団地を中心とする、当市で最も大きな排水区であり、対応の整備事業が令和4年度から調整池整備工事が始まり、3年が経過し、令和13年度事業完了に向け、順調に工事が進んでいると理解をしております。

先日、降水時に現地を見てきたところ、新しい排水路に多くの水が流れ込み、調整池にも大量の水が蓄えられていました。

一方で、一時期調整池に残土が残っていたこともあり、地元の住民の方からは、工事が遅れていないかとの声も聞きました。

そこで、最初に、全体の整備事業の概要と、昨年度までの整備内容はどうなっているのか。特に完成した調整池の整備内容やその効果について、合わせて地元関係者に対し、これまでのように事業説明をしてきたのか質問をいたします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

武内都市整備部長。

〔都市整備部長 武内君登壇〕

◎都市整備部長（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

五ヶ村排水区整備事業は、羽黒新田・楽田西地区の工業団地周辺の五ヶ村排水区において、近年の豪雨により道路冠水や浸水被害が頻繁に発生しているため、令和3年度に公共下水道事業として認可を受けた47.7ヘクタールを対象に、雨水調整池1か所、雨水幹線約2,400メ

一トルを整備する事業で、総事業費は、約29億円となります。

令和13年度の事業完了を目標とし、令和4年度に整備工事に着手しました。

また、本事業に附帯して、農業用水路の付け替えが必要となることから、令和5年4月16日に、地元関係者30名を対象に説明会を開催しました。

整備事業は、排水区の下流から進め、昨年度までの整備内容は、令和4年度から令和6年度に雨水調整池の整備を行い、令和6年度からは、接続する雨水幹線の整備に着手し、現時点で97.1メートルの整備が完了しています。

この雨水調整池は、五ヶ村排水区の最下流である愛知県が管理する巾下川との合流部に位置し、その規模は、面積1.2ヘクタール、容量約3.4万立米となります。

雨水調整池の整備効果は、雨水幹線の全体整備が完成した時点において最大の効果を発揮しますが、現時点においてもボトルネックとなっていた現況水路の一部が解消されていることから、一定の効果があるものと考えます。

また、愛知県が管理する河川への流出抑制を行っており、新川流域の水害対策にも寄与しています。

◎議長（大沢秀教君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） 答弁ありがとうございました。

改めて五ヶ村排水区整備事業の内容について、また事業が順調に進んでいることが分かりました。

そこで、要旨2、本年度の整備内容についてです。

本年度の整備工事の詳細な内容はどうなっているのか。また、排水路の上部部分については、橋中排水区では歩道として最終的に整備されましたが、そのように道路として整備されるという理解でいいのか、さらに、今年度詳細設計が予定されていますが、その内容はどうなっているのか、質問をいたします。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

武内都市整備部長。

〔都市整備部長 武内君登壇〕

◎都市整備部長（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

本年度は、昨年度の整備範囲から上流へ引き続き、雨水幹線整備工事を行う予定です。

雨水調整池の接続部から市道犬山公園小牧線までの区間（※60ページに訂正発言あり）は、幹線水路を暗渠化するので、上部をアスファルト舗装することで、車道としての利用が可能となります。幹線水路の整備が完了した区間から令和8年度以降に実施する予定です。

また、犬山市勤労青少年ホーム南西側の交差点部において、幹線水路と交差道路となる市道高岡線で、ガス管、電気ケーブル管、水道管など、複数の埋設管路が干渉することから、幹線水路が下を潜る形式の詳細設計を行います。

◎議長（大沢秀教君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） 答弁ありがとうございました。

再質問をいたします。

今後の整備によって、幹線水路の上が道路部分になると、幅員が広くなり、周辺の状況を

考えますと、現在工業団地内での道路で見られますような大型車の待機駐車が心配されていますが、それに対してどのような対策を考えているのか、再質問いたします。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

武内都市整備部長。

〔都市整備部長 武内君登壇〕

◎都市整備部長（武内雅洋君） 再質問にお答えします。

道路の幅員が一部広がる範囲においては、大型車両の駐停車が懸念されるため、車道部と路肩部を明示する外側線を引くとともに、路肩部へのポストコーンや啓発看板の設置による対策を検討しています。

◎議長（大沢秀教君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） 答弁ありがとうございました。

既に対策を検討しているとのことで安心をしました。

それでは、要旨3、今後の計画について。

現在の計画では、令和13年度に全体事業が完了することが予定されていますが、今後はどのように進めていくのか。

また、予定どおり事業が進むとは思いますが、計画は延長するようなことが想定されないのか質問をいたします。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

武内都市整備部長。

〔都市整備部長 武内君登壇〕

◎都市整備部長（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

令和13年度の事業完了を目標に、国の防災・安全交付金を活用し、事業費の平準化を図りながら計画的に進めています。

現時点では事業計画どおりに進めていきますが、長期にわたる事業となることから、国からの交付金額と犬山市が要望している額に開きが生じた場合、当該年度は、交付金額に応じて事業量を調整して実施するため、事業計画の見直しが必要となることが考えられます。

◎議長（大沢秀教君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） 答弁ありがとうございました。

国の交付金額によっては、事業計画の見直しがあるかもしれないことが分かりました。再質問をいたします。

今後、事業を進めるに当たって、地元関係者へどのように説明をしていく考えなのか、再質問いたします。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

武内都市整備部長。

〔都市整備部長 武内君登壇〕

◎都市整備部長（武内雅洋君） 再質問にお答えします。

地元への説明会は、令和5年4月16日に行っており、改めて行う予定はなく、今後は、工事影響範囲周辺の関係者に回覧文書にて工事内容等を周知する予定です。

◎議長（大沢秀教君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） 答弁ありがとうございました。

今後は地元説明会の予定はなく、関係者へ回覧文書で周知するとのことですが、さきの答弁にもありましたが、今年度の詳細設計の内容によっては、事業計画の変更も予定されますので、場合によっては、周知の方法を考えてもらうことを指摘させていただきます。

ここで再々質問をいたします。

五ヶ村排水区整備事業のように、長期間にわたって進められる事業については、関係者をはじめ多くの市民によく知ってもらうため、他の自治体で実施しているように、事業の進捗状況を写真などを使ってホームページ等で周知したらどうか、質問をいたします。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

武内都市整備部長。

〔都市整備部長 武内君登壇〕

◎都市整備部長（武内雅洋君） 再々質問にお答えをします。

長期にわたる整備事業に関わる進捗状況の情報発信は、事業内容の見える化や情報共有を行うことにより、市民の事業に対する関心を高め、ご理解とご協力を得ることにつながります。

議員ご提案のホームページへの掲載は、いつでも事業の情報を知ることができ、効果的だと考えられますが、ホームページを見に行かなければ情報を得ることができないことから、関係者への周知としては十分でないため、実施する予定はありません。

また、市民全般への事業進捗状況などの周知は、既に年度当初の広報における施政方針の紹介や、当該年度予算の新規・主要事業説明書をホームページ上に掲載していることから、新たに個別の事業単位でのホームページへの掲載による周知を実施する予定はありません。

◎議長（大沢秀教君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） 答弁ありがとうございました。

新たに個別の事業単位でホームページへの掲載による周知を実施する予定はないとの答弁でした。確かに現在でも既に五ヶ村排水区整備事業につきましては、ホームページに掲載はされていますが、犬山市のホームページで、五ヶ村排水区整備事業を検索して、最初に表示される予算説明書や公共下水道事業基本計画、社会資本総合整備計画書を見ただけでは、市民の方にはなかなか事業の進捗状況が理解できないと思います。

現在、事業が進められつつある都市計画道路蟬屋長塚線についても、完成まで複数年度かかります。こうした事業を進めるに当たっては、関係者をはじめ、市民の皆様に理解、協力してもらうため、必要に応じて、事業目的や進捗状況を分かりやすくお知らせする必要があることを指摘して、次の質問に移ります。

件名3、観光トイレの維持管理について。

観光トイレにつきましては、令和3年2月定例議会において、柴田議員から、城下町地区の観光トイレについて一般質問があり、「トイレを機能的でクリーンな環境を維持していくことは、観光客の方々にとって、ストレスなく犬山を楽しみ、満喫いただけることにつながっていく。観光地犬山としての評価や価値を高める重要な取組であると考えている。」との

答弁がありました。私も全く同じ考えであります。

観光地の評価を左右するのが、誰もがお世話になるトイレであると言っても過言ではありません。

先日公表されました「いいね！いぬやま総合戦略2025-2030」の中にも、訪れたいまちを目指して、犬山ファンを育むことを目標としております。訪れたいまちにするには、観光トイレの充実が重要なポイントです。

そこで、今回は、城下町地区だけでなく、市内全体の観光トイレについて質問をさせていただきます。

最初に、要旨1、設置の現状についてです。

現在、市内の観光トイレの設置状況はどうなっているのか。それらの観光トイレが整備された経緯などはどうなっているのかを質問いたします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

小池経済環境部長。

〔経済環境部長 小池君登壇〕

◎経済環境部長（小池信和君） ご質問にお答えします。

当市が主に観光客に対し便益施設として設置管理している観光トイレは、市内全域で16か所となっています。

内訳としては、丸の内緑地や犬山遊園駅東西など城下町地区に7か所、栗栖・継鹿尾地区に3か所、羽黒地区の尾張富士に1か所、楽田地区の大縣神社付近に2か所、入鹿地区に1か所、その他、善光寺山、信貴山にそれぞれ1か所です。

これら観光トイレの設置時期ですが、古くは昭和36年建築の栗栖上公衆便所から、近年では令和4年に建て替えをしました彩雲橋公衆便所まで、施設ごとに様々でございます。

観光地犬山として受入れ体制を充実させるとともに、来訪者の満足度を高めるため、時々の状況に応じて、市内各所に設置しております。

◎議長（大沢秀教君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） 答弁ありがとうございます。

市内全域で観光トイレが16か所あり、古いトイレで64年が経過していることが分かりました。私も幾つかの観光トイレを見てきました。中には、観光地・公衆便所等整備費補助事業と明記されているものもありましたので、県の補助金を受けて、当時整備されたものじゃないかと判断をしています。

ここで再質問をいたします。

観光トイレの中には、答弁でもありましたように、例えば、善光寺山や信貴山トイレ等、あまり利用がされていないような施設があると思いますが、それぞれの観光トイレの利用者数や利用傾向など、利用状況について、市として把握しているのか、再質問いたします。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

小池経済環境部長。

〔経済環境部長 小池君登壇〕

◎経済環境部長（小池信和君） 再質問にお答えします。

トイレごとの利用者数については把握が困難ですが、清掃時でのトイレットペーパーの補充の頻度、水道利用量などから、大まかな利用者の状況を把握し、毎年、清掃回数を見直すなど、日常管理に必要な傾向を把握しております。

◎議長（大沢秀教君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） 答弁ありがとうございました。

利用者数については、大まかな状況を把握しているとのことですが、今後の日常管理や将来の施設更新に当たっては重要な事項でありますので、できるだけ利用者状況の把握に努めてもらうことを期待しています。

それでは、要旨2、管理状況について。

日常管理、これは主に清掃管理になると思いますが、どのような業務体制になっているのか、また合わせて、観光トイレの修理修繕の内容等はどうか質問いたします。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

小池経済環境部長。

〔経済環境部長 小池君登壇〕

◎経済環境部長（小池信和君） ご質問にお答えします。

日常の清掃管理については、一般社団法人パブリックワークス犬山市アメニティ協会へ委託し、城下町地区など観光客の利用が特に多いトイレにおいては、ほぼ毎日清掃をしています。

その他の観光トイレについても、施設ごとの利用頻度に合わせて、週1回から週6回の清掃を実施しております。

修繕としては、便器や手洗いの詰まり、水洗センサーの取替、漏水などへの対応が主な内容となります。

◎議長（大沢秀教君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） 答弁ありがとうございました。

清掃管理につきましては、犬山市アメニティ協会に委託しているとのことですが、私も先日、栗栖上観光トイレで清掃中の同協会の作業員の方に会いまして、お話を聞きましたところ、休み明けの月曜日は、トイレの汚れが特に気になるとのことでした。これからもこうした現場の声を生かして、適正な清掃管理に努めてもらいたいと思います。

再質問いたします。

観光トイレの清掃管理業務や、修繕を実施するに当たって、年間でどのくらい費用がかかっているか、また、水道料金やトイレットペーパーなどの消耗品の費用はどのくらいかかっているのか、再質問いたします。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

小池経済環境部長。

〔経済環境部長 小池君登壇〕

◎経済環境部長（小池信和君） 再質問にお答えします。

令和6年度につきましては、決算前でありますので、令和5年度の金額にてご説明させていただきます。

令和5年度の一般社団法人パブリックワークス犬山市アメニティ協会への観光トイレの清掃管理に係る業務委託料は、955万8,419円となっています。

また、修繕料については、104万8,300円となっています。

最後に、トイレ全体の水道使用料金は、92万5,995円となっております。

なお、トイレトーパー等の消耗品の費用につきましては、清掃管理委託料に含まれております。

◎議長（大沢秀教君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） 答弁ありがとうございます。

清掃管理委託料、施設の修繕料、水道料金等で年間1,150万円程度の費用がかかっていることが分かりました。これに加えて、今後、観光トイレが老朽化すれば、施設の更新費用が必要となってきます。

そこで、要旨3、今後の方針について。

最初に、観光トイレ全体における便器の洋式化について、進捗状況と今後の予定はどうなっているのか、また、利用者から好評を得ています温水洗浄便座の設置状況と設置の考え方について、質問をいたします。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

小池経済環境部長。

〔経済環境部長 小池君登壇〕

◎経済環境部長（小池信和君） ご質問にお答えします。

市内全域の観光トイレにおける洋式化につきましては、全庁的な公共施設トイレ洋式化整備計画に基づき洋式化を進めています。

観光トイレ16か所のうち9か所は公共施設トイレ洋式化整備計画の指標である設置便器数の50%以上が洋式化されており、残り7か所についても、令和12年度までに、設置便器の50%以上が洋式化となるよう、順次整備を進めています。

また、温水洗浄便座の設置状況については、観光トイレ16か所のうち、主には近年設置や建て替えをした多目的トイレを中心に、4か所設置しております。

今後の温水洗浄便座の設置については、トイレの改修に合わせて、使用頻度など設置場所の状況を確認しながら検討してまいります。

◎議長（大沢秀教君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） 答弁ありがとうございました。

観光トイレの洋式化については、順次整備が進んでおり、令和12年度までには50%以上になるとのことで理解をいたしました。

温水洗浄便座についても費用がかかりますが、設置効果を踏まえて、さらなる設置を期待します。

ここで再質問をいたします。

観光トイレのうち、観光客の多い城下町地区にある針綱神社入り口や内田観光駐車場、さらには彩雲橋など、改修や新設が続いて充実してきました。一方では、市内には栗栖園地や不老公園、善光寺山や信貴山、尾張富士浅間神社、大縣神社など、様々な場所に観光トイレ

が点在しています。それらの観光トイレの中には、今後、老朽化が進むものが想定されますが、施設の更新や修繕計画はどう考えているか、再質問いたします。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

小池経済環境部長。

〔経済環境部長 小池君登壇〕

◎経済環境部長（小池信和君） 再質問にお答えします。

現時点では、観光トイレ全体の大きな更新や修繕計画はありません。

◎議長（大沢秀教君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） 答弁ありがとうございました。

現時点では、観光トイレの更新計画等はないということですが、令和5年度決算説明書事業評価シートの観光施設管理の中を見ますと、今後見直しを検討する事項に、「公衆トイレ、（これは多分観光トイレのことだと思いますが）や案内看板など、老朽化が進む施設も多く、快適なおもてなし環境を構築するために、効率的、効果的な更新修繕を実施していく。そのために優先順位と必要性を十分に精査し、計画実践を進める」と明記してありますので、これに基づき着実に取り組む必要があることを指摘させていただきます。

再々質問をします。

今後の観光トイレの更新に当たっては、利用者が極端に少ない施設、こういった施設を廃止することも検討する必要があると考えますが、市のお考えを質問いたします。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

小池経済環境部長。

〔経済環境部長 小池君登壇〕

◎経済環境部長（小池信和君） 再々質問にお答えします。

現時点では、利用頻度の多寡はありますが、それぞれの場所で役割に応じて利用されているため、観光トイレの廃止を具体的に検討している事案はありません。

一方で、観光トイレを適切に維持継続していくためには、清掃や修繕等の経常的な費用、管理のための人員配置などが必要となりますので、多くの事業費や手間がかかることから、施設の適正配置は常に意識する必要があります。

このため、トイレの設置場所や数については、利用状況やニーズを把握する中で、最適な設置の在り方を適宜検討していくことが重要でありますので、長期的な課題として研究してまいります。

◎議長（大沢秀教君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） 答弁ありがとうございました。

長期的な課題として研究していくとのことですが、最初の答弁でもありましたように、観光トイレの中には60年以上も経過しているものがあり、老朽化の施設の更新にはあまり時間がないものと考えます。

観光トイレを更新するには、県などの補助金を活用しても、多額な費用がかかりますので、例えば他の方法を考えたらどうでしょうか。例えば、京都市では、観光トイレ制度を設けて民間トイレを観光トイレとして認定して、施設整備費や維持管理費の一部を助成をしてお

ります。こうした制度も研究して、観光トイレの充実を図り、観光犬山を官民でさらに盛り上げて多くの人々に訪れたいまちとなることを期待して、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（大沢秀教君） 4番 光清 毅議員の質問は終わりました。

議事の進行上、午後2時まで休憩いたします。

午後1時47分 休憩

再 開

午後2時00分 開議

◎議長（大沢秀教君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

7番 諏訪 毅議員。

◎7番（諏訪 毅君） 7番、公明クラブ、諏訪 毅です。議長から発言のお許しをいただきましたので、先に通告しました3件について順次質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

件名1、食品ロスの削減についてであります。

初めに、2025年から始まる食品ロス削減の国における取組について少し述べさせていただきますと思います。

日本では年間約523万トンの食品ロスが発生しており、そのうち家庭系が244万トン、事業系が279万トンを占めております。これはまだ食べられる食品が大量に廃棄されていることを意味し、環境負荷の増大や食料資源の無駄遣いにつながっています。

食品ロスの主な原因として、以下の点が挙げられております。

過剰な購入と保存不足、これは家庭での食品管理が不十分で、賞味期限切れの食品が廃棄をされています。

続いて、商慣習の影響ということで、食品業界では、私も食品業界にありましたけど、3分の1ルールなどの商慣習により、まだ食べられる食品が廃棄されるなどが挙げられております。

これらの課題を解決するため、政府は2025年から5年間にわたり、食品ロス量を2000年度比で半減させる目標を掲げております。この目標達成に向け、2025年から以下の施策が実施をされます。

まず、1つ目に、食品期限表示の見直し。「食品の賞味期限や消費期限の設定基準を再検討し、まだ食べられる食品の取扱いについて、具体的なガイドラインを策定する。」とあります。これにより、消費者が食品を適切に管理し、無駄なく消費できる環境を整えるということです。

2番目に、フードバンクの活用促進です。後で述べさせていただきますが、「フードバンク団体を介した食品提供の円滑化を支援し、食品寄附の社会的信頼を向上させていく。」というふうにあります。「特に買物困難者や経済的に困窮している人々への食料提供を強化す

るため、自治体や企業と連携した支援体制を構築する。」とあります。

3番目に、事業系食品ロス削減の強化とあります。「食品業界の商慣習を見直し、納品期限や賞味期限の安全係数の調整を進めます。これにより食品の廃棄を減らし、持続可能な流通システムを構築します。」とあります。

4番目に、家庭での食品ロスの削減です。「消費者向けの啓発活動を強化し、食品管理の重要性を広める。」とあります。例えば、「冷蔵庫内の食品を適切に管理する方法や、賞味期限と消費期限の違いを正しく理解するための情報提供を行う。」とあり、食品ロス削減は環境保護だけではなく、経済的な負担軽減や社会福祉の向上にもつながる重要な取組であると思います。「2025年からの5年間で、政府、企業、消費者が協力し、食品ロス削減に向けた具体的な施策を実行することで、持続可能な社会の実現を目指していく。」とあります。

ここでお尋ねをいたします。要旨1、取組状況についてであります。

先ほどは食品ロス削減に向けた国の取組を紹介させていただきましたが、犬山市ではどのような取組をされているのかお示しをください。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

小池経済環境部長。

〔経済環境部長 小池君登壇〕

◎経済環境部長（小池信和君） ご質問にお答えします。

食品ロスの削減につきましては、令和3年3月に策定した第2次犬山市環境基本計画において「食品ロス等ごみの発生抑制に向けた普及・啓発」を施策として位置づけ、その後、令和7年3月に策定した犬山市一般廃棄物処理基本計画の中で、初めて食品ロス削減推進計画を策定しました。

具体的な取組として、以前より食品ロス削減に係る情報を市ホームページへ掲載するとともに、ごみ分別アプリさんあ〜るにて、毎月10日、20日、30日のゼロの日に、買物の前に、冷蔵庫の中の食品の消費期限や賞味期限を確認してから買物を促すメッセージを表示しています。

宴会時の食べ残しを減らすための3010運動については、新型コロナウイルス感染症の拡大を機に縮小して以降、なかなか以前のように取り組めてはおりませんが、市ホームページを通じた呼びかけは継続しております。

また、令和3年度からは、家庭で眠っている不要な食品を提供してもらうことで、食品ロスを削減し、支援を必要とする人たちに提供するフードドライブを実施しております。

◎議長（大沢秀教君） 諏訪議員。

◎7番（諏訪 毅君） 答弁ありがとうございます。

引き続き食品ロス削減に向けた取組をされることに期待をし、要旨2の質問に移ります。

要旨2、フードドライブについてであります。

フードドライブとは、先ほどの国の取組の中にもありましたが、家庭で余っている食品を回収拠点、スーパーを自治体などやイベントに持ち寄り、地域の福祉施設や子ども食堂、生活困窮者支援団体などに寄附をする活動のことです。

この取組は食品ロス削減と食料支援の両方の目的を持っていると思います。フードライ

ブの仕組みは次のようになっております。

まず、個人の方が食品を寄附されます。これは家庭で余った食品を回収拠点に持ち込むこととなります。

2番目に、回収拠点で食品を集約されます。フードバンクや社会福祉協議会に届けるということとなります。

3番目に、食品を必要としている人々へ提供、子ども食堂や生活困窮者支援団体を通じてこれが配布をされてまいります。

このようにフードドライブは、食品ロス削減と社会福祉の両方に貢献する活動であります。そして、フードドライブは以下のようなメリットがあると考えられます。

まだ食べられる食品を廃棄せずに有効活用できる。食事に困っている人々へ食料を提供できる。食品廃棄によるCO₂排出を抑制し、持続可能な社会を実現できる。また、フードドライブを通じて食べ物を無駄にしない意識が生まれ、社会全体の食品管理の改善につながるとあります。

ここでお尋ねをいたします。要旨2、フードドライブの現状についてであります。

令和2年3月議会の一般質問の中で、三浦前議員が取り上げまして、犬山市でもフードドライブ活動が開始されましたが、開始されてからの状況、現状についてお示しをください。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

小池経済環境部長。

〔経済環境部長 小池君登壇〕

◎経済環境部長（小池信和君） ご質問にお答えします。

現在、犬山市では年に3回フードドライブを実施しています。令和4年度までは4月、7月、10月、1月の年4回実施しておりましたが、令和5年度からは窓口が混雑する4月を避けて、6月、食品ロス強化月間となっている10月、2月の年3回へと変更しました。

受付期間は3週間程度設けており、市役所の開庁時間に環境課の窓口へ食品をお持ちいただいております。

また、期間中、半日だけとなりますが、土曜日または日曜日の午前中に市役所本庁舎1階の市民プラザでも受付をしております。

実施に当たっては、広報犬山に食品ロス削減に関する啓発を含めて掲載するとともに、市ホームページ、市公式LINEを通じて市民の皆様にお知らせをしております。

寄附していただいた食品は、認定NPO法人セカンドハーベスト名古屋へと届け、そこから支援を必要とする人たちに無償で提供されています。令和6年度は、合計で約180キログラムの食品を寄附していただいております。

今後も食品ロス削減に向けた施策の柱としてフードドライブに取り組んでいきたいと考えております。

◎議長（大沢秀教君） 諏訪議員。

◎7番（諏訪 毅君） 答弁ありがとうございました。

先日の犬山市公式LINEに、6月2日月曜日から6月20日の金曜日までの土を除く午前8時半から午後5時15分まで市役所3階環境課で、また、6月22日日曜日の午前9時から

正午まで、市役所1階でフードドライブが行われることが告知をされておりました。一人でも多くの市民の皆様へ、このフードドライブの取組を知っていただき、食品ロス削減につながっていくことに期待申し上げます、次の質問に移ります。

件名2、投票率の向上についてであります。

投票率の向上につきましては、私も含め、過去多くの議員の皆様が、一般質問などで議論や提案をされてきましたが、なかなか思うように投票率が向上していかないのは、全国的な問題でもあると思います。

そのような中、犬山市でも様々な取組をされていると思いますので、初めにお伺いをいたします。

要旨1、現状について。

投票率の向上に向けた犬山市の取組についてお示しをください。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） ご質問にお答えします。

犬山市における投票率向上に向けた主な取組については、まず、選挙期間外において、小学校での選挙出前トーク、中学校で主権者教育推進事業、市内の高校で模擬投票などを実施しているほか、新たに選挙人となる18歳の市民を対象に選挙手帳を配布するなど、未来の選挙人に対する啓発活動を重点的に取り組んでいます。

選挙期間中においては、選挙公報の各戸配布、ホームページへの掲載、市公式LINEからの情報発信など、各種媒体を活用して周知を図っています。

また、これらの取組のほか、投票所の投票しやすい環境づくりについても取り組んでいます。

期日前投票期間において、投票のための移動手段の確保を目的に、投票のためコミュニティバスを利用した場合には、その運賃を無料としており、また、投票日直前の木曜日と金曜日には、開設時間を21時まで延長しています。

当日投票所では、高齢者や障害者の方への配慮として、段差解消のためのスロープを設置したり、土足のまま入場できるようブルーシートを敷いたりしており、さらには、投票支援カードを活用することで、お手伝いが必要な選挙人の方に対して積極的にサポートできる体制を整えています。

以上が、本市における投票率向上に向けた主な取組となりますが、それ以外にも、犬山市明るい選挙推進協議会が、人が多く集まる産業振興祭や、市内の高校、犬山駅などで投票を促す啓発活動を実施しており、市としてもこれらの取組に対して支援しているところです。

◎議長（大沢秀教君） 諏訪議員。

◎7番（諏訪 毅君） 答弁ありがとうございました。

投票率の向上に向けて様々な取組をされていることが確認できました。

続きまして、要旨2、親子連れ投票についてであります。

公職選挙法の改正により、平成28年から投票所に入ることができる子どもの範囲が広がり、

18歳未満の子どもも投票所に同行できるようになりました。

平成28年以降に取られたアンケートでは、子どもの頃に親の投票に同行した経験がある人は、そうでない人より投票率が高いという結果が示されております。具体的には、同行経験がある人の投票率は約20ポイント高いことが分かりました。これは親の行動を直接見ることによって選挙の意義を学び、成人後も積極的に投票に参加する傾向があるためと考えられるとあります。

親子連れ投票は、単なる投票行動にとどまらず、主権者教育の一環として重要な役割を果たすと思います。親が投票する姿を見せることで、子どもは政治参加の大切さを学び、将来的な投票行動につながります。

また、親子間で選挙をきっかけに政治について話し合うことで、家庭内の政治教育が進むという効果も期待できます。

ここでお尋ねをいたします。

今述べさせていただきましたが、平成28年から始まった親子連れ投票について、犬山市としても、市ホームページに掲載するなど、市民の皆様にも周知できるよう取組をするべきと考えますが、お考えをお示してください。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） ご質問にお答えします。

議員ご提案の親子連れ投票につきましては、子どもが選挙に関心を持つきっかけづくりとなると考えています。

今、議員からもお話がございましたが、総務省が実施した調査では、親子連れ投票をした子どもが選挙人になったとき、投票率が20%以上向上しているとの結果が示されています。このことから、親子連れ投票について周知し、推進していくことは、将来の投票率向上に向けて大きな効果が期待できると考えています。

議員のご提案を踏まえ、本市においても、投票所で必要となるルールやマナーをお示した上で、親子連れ投票について、市ホームページや、その他啓発活動の中で積極的に周知してまいります。

◎議長（大沢秀教君） 諏訪議員。

◎7番（諏訪 毅君） 答弁ありがとうございました。

親子連れ投票について、ホームページやその他の啓発活動で積極的に周知していただけることに感謝を申し上げます。

今回取り組んでいただくことは、すぐには結果が見えるようなことはないかもしれませんが、親子連れ投票に行かれた方が将来一人でも多く投票に行かれることに期待をいたしまして、次の質問に移ります。

件名3、防犯・交通対策についてであります。

要旨1、現状についてであります。

先日、上野地区の町内会長の方から、今年度、上野新町付近で防犯診断が実施をされ、地

元の町内会も参加をした。防犯診断を受けて、町内会としても危機意識を持ち、今後の防犯活動のきっかけとなったと話がありました。

私としてはよい取組と考えますが、このような地域での防犯診断は毎年実施されているのか、過去の経緯を含めてお示しをください。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

舟橋市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 舟橋君登壇〕

◎市民部長兼防災監（舟橋正人君） ご質問にお答えします。

防犯診断は、安全・安心な生活空間の確保を目的として活動している愛知県セルフガード協会の協力の下、犬山警察署が主体となり、市職員のほか、地域住民や学校の先生なども参加しています。

内容としては、協会から派遣された防犯設備アドバイザーが地域を歩いて回り、住宅や店舗など、建物の防犯状態を評価し、改善のためのアドバイスをを行います。また、実施後は、診断結果がレポートにまとめられ、地域に報告されています。

この防犯診断の実施により、防犯対策の現状を客観的に把握し、防犯上の課題を特定することで、適切な対策を講じることができ、その結果、地域の防犯力が向上し、安全・安心なまちづくりにつながります。

防犯診断は令和3年度から実施しており、令和3年度は犬山北小学校区、令和5年度は楽田小学校区で実施し、今年度は4月23日に犬山西小学校区で実施しました。

なお、犬山警察署は今後も地域と協力して随時実施していきたいとのことであり、市としても引き続き連携をしていきます。

◎議長（大沢秀教君） 諏訪議員。

◎7番（諏訪 毅君） 答弁ありがとうございました。

令和3年度から年度ごとに小学校区内で行われていること、また、犬山警察署も協力して実施されていることが確認できました。

地域の防犯のため、引き続き防犯診断を実施していただくことに期待し、要旨2の質問に移ります。

要旨2、公園トイレの防犯対策についてであります。

要旨1でもありました、町会長さんから、防犯診断で地域の公園に行った際、犬山警察の方から、公園トイレの防犯対策として、トイレに防犯ブザーを設置すべきだと指摘されたとありました。

ここでお尋ねをいたします。

まず初めに、市内の公園で、公園トイレの緊急時や防犯対策で行われていることがあれば、お聞かせください。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

武内都市整備部長。

〔都市整備部長 武内君登壇〕

◎都市整備部長（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

市内には79か所の都市公園、63か所のちびっこ広場、4か所の児童遊園があり、そのうち23か所にトイレが設置されています。

その中で多目的トイレがある公園は11か所で、うち非常用ボタンが設置してあるトイレが9か所あります。非常用ボタンは、トイレを利用する方が体調の悪化などで内部から助けを呼ぶ目的のものですが、外に大きな警報音が鳴り警報ランプが点灯しますので、防犯対策にも役立ちます。

◎議長（大沢秀教君） 諏訪議員。

◎7番（諏訪 毅君） 答弁ありがとうございました。

ここで再質問いたします。

防犯ブザーは緊急時に大きな音を発することで、周囲に危険を知らせる役割を果たします。特に公園トイレのような密室空間では、外部に助けを求める手段として非常に有効だと思います。

そして、防犯ブザーの設置には以下のようなメリットがあると思います。

1つ目に、即座に周囲へ危険を知らせることで、犯罪の抑止効果が期待できる。

2番目に、利用者の安心感向上で、特に女性や子ども、高齢者が安心して利用ができる環境を提供できる。

そして、防犯ブザーを効果的に運用するためには、以下のような設置方法が考えられます。

1つ目に、トイレの個室に設置、これは緊急時にすぐ押せる位置に配置をすると、このような効果が出ると思います。

2番目に、トイレの入り口付近にも設置、これは外部からの異常を察知しやすくなる効果があると思います。

これらの対策を講じることで、公園トイレの安全性を向上させ、地域住民が安心して利用ができる環境を整えることができると思います。

公園トイレの防犯対策は、地域の安全を守るために欠かせない取組であると思います。防犯ブザーの設置は、犯罪の抑止効果を高め、利用者の安心感を向上させる重要な施策となります。

市と市民が協力をし、安全な公園環境を実現するために、積極的に防犯対策の導入を進めていくことが重要であると考えます。

以上のことから、公園トイレに防犯ブザーなどの設置を進めていくべきと考えますが、お考えをお示してください。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

武内都市整備部長。

〔都市整備部長 武内君登壇〕

◎都市整備部長（武内雅洋君） 再質問にお答えします。

防犯ブザーの設置については、トイレの外に大きな音を発信することで、近隣住民や公園利用の方に助けを求める防犯対策として有効な手段の一つと考えます。

しかしながら、防犯ブザーを設置することで、誤操作やいたずらにより警告音が鳴り続けた場合に、誰がその音を止めるのか、また、近隣住民のブザー設置に対する理解が得られる

かも課題となります。

いずれにしても、公園トイレの多くは地元町内会に管理委託をしていますので、設置について地元協議をしていただき、設置後の管理、誤作動時の対応等についてご理解いただけるのであれば、地元から要望をしていただき、試行的ではありますが、簡易ブザーを設置し、課題を検証した後に、正式な防犯ブザー設置に向けて検討いたします。

◎議長（大沢秀教君） 諏訪議員。

◎7番（諏訪 毅君） 答弁ありがとうございました。

早速、答弁していただいた内容を、今回相談をいただいた、町会長さんにお伝えして対応してまいりたいと思います。ありがとうございました。

続いて、要旨3、交通対策についてに移ります。

今年の2月中旬から長者町団地交差点の信号機が歩車分離信号に変わりました。毎朝通学団の登校見守りをこの交差点で行っていますが、通勤時間帯と重なり、スピードを出す車も多く、最近では大型トラックの通行も増え、見守り活動中も冷やっとなることが多々あり、現在では、保護者の方1名と2名体制で通学団の見守りを行っております。

歩車分離式信号に変わった当初は、歩行者信号ではなく、車側の信号を見て横断をされる歩行者や、歩車分離信号に変わったことを知らない自家用車やトラックのドライバーが、歩行者信号が青のときに通行することが多くあり、住民の方から歩車分離信号に変わったことが分かるように、交差点に注意喚起の看板を立ててほしいとの要望をいただき、早速防災交通課や中村県議会議員に相談をしまして、すぐに犬山警察から注意喚起の看板2基を設置していただきました。

そのような中、長者町団地交差点を利用される方から、次のような相談をいただきました。

相談者の方は、視覚障害の方で、盲導犬とともに生活をされています。外出時などは、盲導犬とともに自宅近くの長者町団地交差点を利用されています。相談内容は、歩車分離信号に変わってから交差点を渡るのが怖くなったと言われました。内容をお聞きしたところ、自宅を出て交差点までは盲導犬がサポートしてくれ、歩行者信号の押しボタンを押して、この交差点を渡りますが、盲導犬は信号の色の識別ができないため、相談者の方が、周囲の音や車の気配を頼りに横断のタイミングを判断し、盲導犬に進めの指示をして、横断するのですが、この長者町団地の歩車分離信号の、特に歩行者信号のボタンを押してから青信号になるまでの時間、タイミングが分かりづらく、危険で渡れない。長者町団地交差点の信号を音響式信号機に変更できないかとのご要望をいただきました。

少し説明をさせていただきますと、相談者の方いわく、この多く設置されている押しボタン式歩行者信号機は、ボタンを押すと、数秒後に車側の信号が赤になり、歩行者信号が青になって、横断歩道を渡るようになっていました。信号が変わるタイミング、時間もほぼ同じで分かりやすく、安全に渡れるとのことでありました。

一方、長者町団地の信号機は、歩行者の方が南北の車用信号が青のときに、歩行者信号を押すと、その南北が終わって、今度東西が青になるんですけど、その後に歩行者信号が青になります。また、東西の車が青信号のときに、歩行者信号ボタンを押すと、その後に歩行者信号が青になるので、この歩行者信号のボタンを押すタイミングによって、歩行者信号が青

になる時間が変わってくるのは、この視覚障害者の方にとっては、車の音以外でもある程度信号が変わる時間を考えながら横断するタイミングを計っておられるので、大変恐怖を持ちながら、この交差点を日々横断していると言われていました。

つい先日、相談者のお話を伺ったところ、最近では長者町団地交差点は通らず、長者町団地交差点から北へ約10分歩いたところにある、歩行者用押しボタン式信号機がある横断歩道を利用しているとあり、そこはボタンを押してから青信号が変わる時間が毎回一緒に分かりやすいので、遠回りですが、行きも帰りもこの信号を利用されているとありました。

そのような中、先ほども申しましたが、相談者の方が提案されたのが、音響式信号機の設置です。音響式信号機とは、信号機が青になったことを視覚障害者の方に知らせるため、誘導音を出す装置が付いた信号機になります。この装置があれば、安全に安心して交差点を渡ることができます。

ここでお尋ねをいたします。

長者町団地の信号機の設定上、歩行者信号の押しボタンを押してもなかなか信号が切り替わらず、視覚障害の方にとっては危険が伴う交差点であります。音響式信号機に変更するなど対策を講じることはできないか、お答えをください。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

舟橋市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 舟橋君登壇〕

◎市民部長兼防災監（舟橋正人君） ご質問にお答えします。

犬山警察署に確認したところ、長者町団地交差点では、令和7年2月18日から、主に子どもの登下校の安全確保を目的として、押しボタン歩車分離式信号機に変更されています。

この信号機は、歩行者と車両の横断が交わらないようにすることで、歩行者の安全を確保する一方、信号の待ち時間が長くなることや、押しボタン式のため、ボタンを押さないと歩行者用信号が青にならないという特徴が挙げられます。

議員ご提案の音で青信号を知らせる音響式信号機への変更については、公安委員会の判断となりますので、まずは土木常設員や町会長から土木要望書を市へ提出していただき、犬山警察署に対し要望していくこととなります。

◎議長（大沢秀教君） 諏訪議員。

◎7番（諏訪 毅君） 答弁ありがとうございました。

一日でも早く相談者の方、相談者の方以外にも、視覚障害をお持ちの方が安全で安心して利用できる長者町団地交差点になるよう期待申し上げ、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（大沢秀教君） 7番 諏訪 毅議員の質問は終わりました。

お諮りいたします。本日の一般質問はこれをもって打ち切り、来週9日午前10時から本会議を再開いたしまして、一般質問を行いたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認め、さよう決しました。

◎議長（大沢秀教君） 本日は、これをもって散会いたします。
午後 2 時36分 散会